特定技能・外食業

外食の採用は、国内の転職者に切り替える

外食業：受入れ停止のいま

飲食店の経営者・採用の担当者の方へ

この資料で分かること

1 2026年4月13日から止まったこと

2 今も採用できる人、できない人

3 会社が先に済ませておく手続

2026年10月2日 確認

上限5万人に対し、在留者は49,060人です

49,060人

2026年6月末の在留者数

5万人

外食業の特定技能1号の上限

1. 2026年4月13日から、新規の受入れは停止中。
2. 再開の時期は未定。再開は事前に知らされる。
3. 特定技能1号の技能試験も、当面は行われない。

在留者数は入管庁の公表値。次の公表で変わります。

止まったのは新規の受入れ。転職と更新は通常どおり

申請	扱い
海外から呼ぶ申請	交付されない
外食業1号の転職	通常どおり審査
給食の技能実習から移行	上限の範囲で順に許可
移行準備の特定活動から	上限の範囲で順に許可
留学など他の資格から	原則不許可
在留期間の更新	通常どおり審査

2026年4月13日以降の受理分の扱いです。

採用できるのは、外食の特定技能1号で働く人です

- [] 採用したい人の今の在留資格を確かめた
- [] 外食の特定技能1号で働く人かを確かめた
- [] 本人の在留期限と更新の時期を確かめた
- [] 転職でも在留の申請が要ると確かめた

国内で働く人の転職は、
通常どおり審査されます。

特定技能2号は、
この措置の対象外です。

協議会の入会は、審査に2〜3か月かかります

項目	内容
入る団体	食品産業特定技能協議会
審査の期間	2〜3か月
転職者の採用	加入の証明が要る

入会は、在留の申請の前に済ませます。

申請中の人がいる会社は、在留期限を先に確かめる

- [] 申請の受理日の控えを保管した
- [] 本人の在留期限を確かめた
- [] 期限が近い人は、早めに入管へ相談した
- [] 実習からの移行は2か月以上前に申請した
- [] 入管庁の審査状況を月に1度見た

国内にいる人の切替えの
申請が、先に処理されます。

進み具合は、問い合わせても
答えてもらえません。

国内で働く転職者の採用に、切り替えましょう

次にやること

1 協議会に入会済みかを確かめる

2 採用したい人数と時期を書き出す

3 国内で働く転職者の採用について相談する

出典

出入国在留管理庁：外食業分野の受入れ上限の運用

農林水産省：受入れ停止措置に関する質問と回答

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

今の採用と支援の状況を、30分で整理します

ご相談で分かること

1. 求人の条件に合う人材がいるか
2. 紹介手数料と、支払いの方法
3. 入社までの流れと、かかる期間

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 対応分野：飲食料品製造／介護／外食／宿泊／建設／工業製品製造／ビルクリーニング
- 建設現場で直接作業する業務のご紹介は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784